

## 土浦市告示第 99 号

### 土浦市空家バンク制度実施要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の空家等に関する情報を提供することにより、空家等の売買又は賃貸借の取引の活性化を図り、空家等の活用を促進するために実施する土浦市空家バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 居住その他の使用がなされていない建築物及びこれに附属する工作物（近く居住その他の使用がなされなくなる予定のものを含む。以下この号において「建築物等」という。）並びにその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。以下この号及び第 8 条において同じ。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 賃貸又は分譲を目的とする建築物等及びその敷地

イ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者（第 4 号において「宅地建物取引業者」という。）が同条第 2 号に規定する宅地建物取引業としての代理又は媒介の対象としている建築物等及びその敷地

ウ 老朽、損傷等が著しい建築物等

エ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の法令の規定により居住の用に供することができない建築物等

オ 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の規定による登記がされていない、又は登記事項が現況と異なる建築物等及びその敷地

カ 競売に付され、又は差押えを受けている建築物等及びその敷地

キ 相続による所有権の移転の登記が完了していない建築物等及びその敷地

ク 市税等（市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納している者が所有する建築物等及びその敷地

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴

力団員（以下「暴力団等」という。）が所有する建築物等及びその敷地  
コ その他市長が適当でないと認めた建築物等及びその敷地

(2) 空家バンク制度 第4条第1項に規定する登録を受けた空家等に関する情報を当該空家等の購入又は賃借を希望する者に提供し、当該空家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉の媒介（以下「媒介」という。）を行う制度をいう。

(3) 協会等 公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部及び公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会をいう。

(4) 媒介業者 媒介を行う宅地建物取引業者をいう。

（協会等との協定）

第3条 市長は、空家バンク制度を円滑に運営するため、協会等と媒介業者の推薦及び媒介に係る事項に関する協定を締結するものとする。

（空家等の登録）

第4条 空家バンク制度への空家等の登録（以下「登録」という。）を受けようとする所有者等（空家等に係る所有権その他の権利により、当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。）（以下この条において「登録申込者」という。）は、土浦市空家バンク制度空家等登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 土浦市空家バンク制度空家等登録カード（様式第2号）

(2) 土浦市空家バンク制度空家等登録に係る同意書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、登録申込者は、自ら媒介業者を指定するか、又は媒介業者の指定を市長に依頼することができる。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、登録をすることを決定したときは土浦市空家バンク制度空家等登録決定通知書（様式第4号）により、登録をしないことを決定したときは土浦市空家バンク制度空家等登録却下通知書（様式第5号）により、登録申込者に通知するものとする。

4 登録の期間は、前項の規定による登録の決定を受けた日（以下この項において「登録日」という。）から登録日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（登録内容の変更）

第5条 前条第3項の規定による登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録の内容に変更があったときは、土浦市空家バンク制度空家

等登録内容変更届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（登録期間の延長）

第6条 登録者は、第4条第4項に規定する登録の期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は、当該登録の期間が満了する日の1か月前までに、土浦市空家バンク制度空家等登録期間延長申込書（様式第7号）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けて登録の期間を延長したときは、土浦市空家バンク制度空家等登録期間延長決定通知書（様式第8号）により登録者に通知するものとする。

3 前項の規定による延長の期間については、第4条第4項の規定を準用する。

（登録の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

（1）登録者が土浦市空家バンク制度空家等登録取消届出書（様式第9号）を提出したとき。

（2）登録を受けた空家等が第2条第1号アからコまでのいずれかに該当することとなったとき。

（3）登録の内容に虚偽があることが判明したとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、土浦市空家バンク制度空家等登録取消決定通知書（様式第10号）により登録者に通知するものとする。

（登録情報の提供）

第8条 市長は、土浦市空家バンク制度空家等登録カードに掲載された情報のうち次に掲げる情報並びに空家等の外観及び内部（敷地を除く。）を撮影した写真を市ホームページに掲載するとともに、市民生活部生活安全課において閲覧に供するものとする。ただし、登録者が希望しない情報については、この限りでない。

（1）登録番号

（2）売却又は賃貸の別

（3）所在地（地番を除く。）

（4）希望価格

- (5) 位置図
- (6) 面積，構造，建築年，間取り等
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) 主要施設との距離
- (10) 特記事項  
(利用の申込み)

第9条 空家バンク制度の利用を申し込むことができる者は，空家バンク制度に登録されている空家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉を行う意思を有する者であって，次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該空家等の転売及び転貸を目的としない者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 次項の規定による申込みをする時点において，当該空家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉を行っていない者
- (4) 暴力団等でない者

2 空家バンク制度の利用を申し込もうとする者は，土浦市空家バンク制度利用申込書（様式第11号。第11条第1項第3号において「利用申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

- (1) 土浦市空家バンク制度の利用に係る同意書（様式第12号）
- (2) 身分証明書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

3 市長は，前項の規定による申込みがあった場合は，その内容を審査し，適当と認めるときは，土浦市空家バンク制度利用決定通知書（様式第13号）により当該申込みをした者に通知するとともに，協会等を通じて媒介業者に媒介を依頼するものとする。

（登録者と利用者の交渉等）

第10条 前条第3項の規定による依頼を受けた媒介業者は，遅滞なく，登録者及び同項の規定による通知を受けた者（以下「利用者」という。）との間の交渉の媒介を行うものとする。

2 協会等は，前項の交渉が終了したときは，土浦市空家バンク制度空家等交渉結果通知書（様式第14号）により市長に通知するものとする。

3 市長は，第1項の交渉によって空家等の売買又は賃貸借の取引が成立したときは，第8条に規定する登録情報の提供を終了するものとする。

4 市長は，登録者と利用者との間の交渉及び売買又は賃貸借の契約並びに

これらによって生じる利益及び損害については、一切関与しない。

(利用の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンク制度の利用の決定を取り消すものとする。

(1) 利用者が土浦市空家バンク制度利用取消届出書(様式第15号)を提出したとき。

(2) 利用者が第9条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(3) 利用申込書及びその添付書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、土浦市空家バンク制度利用取消決定通知書(様式第16号)により利用者に通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 登録者、利用者及び媒介業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、第7条第1項又は前条第1項の規定により登録又は利用の決定を取り消された後においても、同様とする。

(1) 空家バンク制度によって知り得た個人情報(以下この条において「個人情報」という。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために使用しないこと。

(2) 個人情報を毀損し、又は滅失しないよう適正に管理すること。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。

(適用上の注意)

第13条 この告示は、空家バンク制度以外による空家等の売買又は賃貸借の取引を妨げるものではない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。